

道路関係四公団民営化推進委員会 ヒアリング資料

(平成15年2月28日)

日本道路公団

ヒアリング資料 目次

- (1) 「直ちに取り組むべき措置」に示された事項に関する検討状況、スケジュール
 - ① 新会社発足までの間の高速自動車国道等建設の計画見直し …… 2
 - ② 民間企業経験者の登用等 …… 5
 - ③ コスト削減計画の作成 …… 8
 - ④ 入札資格要件の撤廃 …… 10

- (2) 「移行までの間に取り組むべき措置」に示された事項に関する検討状況、スケジュール
 - ① 民営化の成果としての通行料金引き下げ …… 12
 - ② パーキングエリア等における建物等の移管 …… 16
 - ③ 改革の推進体制 …… 17

- (3) 「ファミリー企業」の改革についての検討状況、スケジュール …… 18

新会社発足までの間の高速自動車国道等建設の計画見直し(1/3)

(1) 高速自動車国道等建設の計画見直し

- 高速自動車国道等建設の計画見直しについては、政府の方針の具体化を踏まえ、国土交通省の指導のもと、今後適切に対処する予定。

(2) 平成15年度事業と予算案

① 高速自動車国道

高速自動車国道については、国土開発幹線自動車道建設法において予定路線が定められ、整備計画・施行命令という法律上の手続きを経て事業を実施している。

平成15年度については、工事の進捗率や用地買収等の交渉状況などを踏まえ、重点的に行うこととしており、予算案として高速道路建設費 9,160億円を計上しているところ。

事業の実施にあたっては、より一層償還の確実性を高め、必要なネットワーク整備を進めていくため、収入や金利の動向等を適切に反映しつつ、有利子借入金残高を増加させないことを基本としている。

新会社発足までの間の高速自動車国道等建設の計画見直し(2/3)

(参考) 平成15年度供用予定区間として公表済みの区間一覧

平成15年度新規供用予定区間			平成15年度拡幅供用予定区間		
道路名	区間	延長(km)	道路名	区間	延長(km)
北海道縦貫自動車道	和寒～士別剣淵	16	北海道縦貫自動車道	音江PA～旭川鷹栖	6
北海道横断自動車道根室線・網走線	池田～本別・足寄	32	東北横断自動車道釜石秋田線	大曲～協和	14
東北縦貫自動車道八戸線	青森東～青森JCT	16	関越自動車道上越線	碓氷軽井沢～佐久平PA	11
常磐自動車道	広野～富岡	16	四国縦貫自動車道	いよ小松～桜三里PA	10
東関東自動車道館山線	木更津南JCT～君津	4	四国縦貫自動車道	川内～松山	7
第二東海自動車道	豊田南～豊明	8			
中部横断自動車道	若草櫛形～白根	3			
近畿自動車道紀勢線	御坊～南部	21			
四国横断自動車道	宇和～大洲南	16			
九州横断自動車道長崎大分線	長崎～長崎多良見	11			
計		143	計		48

新会社発足までの間の高速自動車国道等建設の計画見直し(3/3)

②一般有料道路

一般有料道路については、圏央道をはじめとする三大都市圏の環状道路などネットワーク型道路の重点的な整備を進めているところであり、個別採算制に基づき、個別の道路について、一定期間に償還可能な範囲で事業を実施しているところ。

その実施にあたっては、合併施行の共同事業者などと調整を図りつつ、平成15年度については、工事の進捗率や用地買収等の交渉状況などを踏まえ、重点的に行うこととしており、予算案として一般有料道路建設費 650億円を計上しているところ。

(参考) 平成15年度供用予定区間として公表済の区間一覧

道路名	区間	延長(Km)
首都圏中央連絡自動車道	あきる野～日の出	2
富津館山道路	富浦～鋸南富山	8
南阪奈道路	羽曳野～新庄	12
江津道路	江津～浜田JCT	15
計		37

民間企業経験者の登用等(1/3)

(1) 民間企業の会計原則に基づく財務諸表の作成

○ 民間企業の会計原則に基づく財務諸表の作成

● 現在の状況

民間企業の会計原則に基づく財務諸表(試算値)を作成するため、平成14年10月に設置した会計学者及び公認会計士から構成される『財務諸表検討委員会』において、公団資産の評価方法等について検討を進めるとともに、民間企業の会計原則に基づく財務諸表の作成のための作業(道路資産の棚卸・評価を含む。)を、鋭意実施しているところ。

民間企業並財務諸表(試算値)の早期作成の要請に応え、担当部署への応援人員配置による担当職員的大幅増員、アウトソーシングの拡大による最大限の体制強化を図った上で、公認会計士の認める範囲内での一部作業の簡便化等を行うことにより、平成15年9月末までに公表することとした従前の工程から更に3ヶ月以上前倒し、今通常国会会期内に公表すべく、取り組んでいる。

〔財務諸表検討委員会の委員名簿〕

	氏名	現職
委員長	かこ よしひと 加古 宜士	早稲田大学商学部 教授
委員長代理	くろかわゆきはる 黒川 行治	慶應義塾大学商学部 教授
委員	あいだ かずお 会田 一雄	慶應義塾大学総合政策学部 教授(公認会計士)
委員	かわむらよしのり 川村 義則	早稲田大学商学部 助教授(公認会計士)
委員	つじやまえいこ 辻山 栄子	武蔵大学経済学部 教授(公認会計士)

民間企業経験者の登用等(2/3)

○財務諸表検討委員会の審議状況

- 平成14年10月に第1回委員会を実施し、現在までに4回開催し、民間企業並財務諸表(試算値)の作成にかかる諸課題について検討を進めてきたところ。
- 審議事項
 - ・道路資産の内訳区分のあり方
 - ・各内訳資産の評価方法
 - ・減価償却の単位・方法
 - ・財務諸表の様式等

○作業スケジュール

処理項目	15年2月	15年3月	15年4月	15年5月	15年6月
棚卸作業	→				
評価作業	→				
財務諸表作成				→	
公表(予定)					★

民間企業経験者の登用等(3/3)

(2) 民間企業経験者の登用

平成15年3月1日付けで以下のとおり行う予定。

総合情報推進役

ひらい あきら

平井 憲(55歳)

(現:東京電力株式会社 理事 国際部担任)

今後とも幅広く有能な人材の登用について検討していく。

コスト削減計画の作成(1/2)

○ 建設・管理に関する新たなコスト削減計画を作成中。本年3月を目途として、全社的に取り組んでいるところ。

●建設コスト

- ・建設コストの削減については、既に建設中路線の残事業に関する今後の縮減の可能性について、大胆な仮定のもと、「①規格変更」「②工法の見直し」「③契約方法の見直し」等を行い、国土交通省と協議の上、総額3.8兆円の試算額を提出したところ。

建設中路線の残事業に関するコスト縮減額試算(平成14年10月29日第26回道路関係四公団民営化推進委員会資料)

(単位:億円)

		日本道路公団	
		高速自動車国道	一般有料道路
H15以降残事業費		197,000 (-)	13,610 (-)
縮減額 (縮減率)	公団の主体的な取組により実施可能なメニュー	20,270 (10%)	580 (4%)
	地元住民や関係機関等との調整が必要なメニュー	9,900 (5%) [17,600] (9%)	210 (2%)
	合 計	30,170 (15%) [37,870] (19%)	790 (6%)

※縮減率:縮減額/H15以降残事業費

※[]書きは、6車線区間について、トンネル、特殊橋梁を含めて4車線で施工する場合

- ・「公団の主体的な取組により実施可能なメニュー」については、トンネル、橋梁、舗装に関する技術基準見直しや新技術の活用による工法の見直し等を積極的に実施。
- ・「地元住民や関係機関等と調整が必要なメニュー」については、実施に向けての詳細な検討、関係機関等と調整を実施中。

コスト削減計画の作成(2/2)

● 管理コスト

- ・ 管理コストの削減については、既成概念にとらわれない柔軟な姿勢で、日本道路公団経営改善委員会からのご指導を頂きつつ、「①維持管理業務の発注コストの徹底的な見直し」「②管理に関する基準・仕様等の全面的な見直し」を行うなど、個々の削減メニューを検討しているところ。
- ・ なお、現在、検討中の削減メニューのうち、実施可能なものについては速やかに実施に移すこととしており、平成15年度の維持管理コスト(前年と比較可能なコスト)は対前年比約▲8%(▲270.5億円)の削減(※)となる見込みである。

※ 平成15年度において管理延長が約230km(約3%)増える中、総額でも対前年比約▲5%(▲153億円)の削減を予定している。

【平成15年度に実施予定の主な削減メニュー案】

- ・ 委託人件費への地域別単価の導入や間接経費の一層の削減
- ・ 清掃頻度の見直しや樹木の管理手法の見直し
- ・ 交通量僅少料金所における収受体制の見直し
- ・ 夜間緊急要員の削減など交通管理体制の見直し 等

- 総額人件費の抑制については、従来から政府の方針に基づき措置してきたところであり、引き続き、定員の削減計画を着実に実施するなど、その抑制に努めていく。

入札資格要件の撤廃

(1) 入札資格要件について

維持管理業務の入札参加資格の要件については、高速道路利用者の安全及び信頼を確保できることを前提として、平成15年度業務に係る入札手続から、応募要件の緩和を行う。さらに、競争入札後の随意契約回数を従来の最大2回から1回とする見直し等を導入することにより、より一層の競争性・透明性の高い競争入札環境の整備を図るべく所要の制度改正を行ったところ。

(2) 新規参入について

新規業者の参入を促すなどの目的のために、今般の応募要件の緩和や随意契約回数の見直し等の施策については、ホームページで公表する他、各業務に係る発注予告においても、当該施策の概要を付して公表し、広く周知しているところ。

(参考)入札資格要件関連

○維持管理業務における応募要件の緩和について

業務名	緩和内容
維持修繕	<ul style="list-style-type: none">会社及び配置予定技術者に求める業務実績について、自動車専用道路以外の一般道路での実績も認める。 ※従前から地域要件については、求めているない。
保全点検	<ul style="list-style-type: none">保全点検業務(土木)の会社及び配置予定技術者に求める業務実績について、自動車専用道路以外の一般道路での実績も認める。保全点検業務(施設)については、特殊な点検を除き、会社に求める業務実績を廃止する(特殊な点検の一部は道路以外の施設における実績も認める)。 ※従前から地域要件については、求めているない。
料金收受	<ul style="list-style-type: none">会社に経験がなくても、一定数の実務経験者を常時配置できれば応募可能とする。地域要件を廃止する。 ※従前から会社に道路以外における事業(駐車場事業又はフェリー事業)の経験があれば応募可能である。
交通管理	<ul style="list-style-type: none">地域要件を廃止する。 ※従前から会社に経験がなくても、一定数の実務経験者を常時配置できれば応募可能である。

民営化の成果としての通行料金引き下げ

平成14年8月の社会資本整備審議会(道路分科会)において、沿道環境の改善や渋滞解消などの課題を解決するとともに、利用の少ない有料道路の有効活用を計るため「多様で弾力的な料金施策の導入」が提言されたことから、国土交通省と公団が調整を図りながら検討していく。

具体の施策として、国においてETCを活用した長距離割引や地方からの提案型社会実験等が予定されているところ。

なお、公団においては、従前から利用促進を目的とした料金施策として、ハイウェイチケットや地元協力型の回数券割引を導入、実施してきたところ。

【参考】

- 長距離割引(高速自動車国道)の社会実験
料金の割高感から一般道路を走行しているトラック等の長距離利用車に対し、ETC限定の料金割引
- 地方からの提案型社会実験
一般道路の渋滞や環境問題の解決を図るため、地方公共団体等からなる協議会による料金割引

(参考)料金関連(1/3)

○利用促進を目的とした料金施策

1 ハイウェイチケット

お客様サービスの向上、高速道路の利用促進及び地域の振興を図ることを目的とし、地域ごとに地域固有の交通事情や高速道路の利用実態などを勘案し、地域と協力しつつ地域の特色にあわせた新たな割引制度として平成8年10月から実施。

なお、平成13年9月からは周遊区間内が乗り放題となるスーパー割引ハイウェイチケットを発売しており、平成14年度は全国で12種類のスーパー割引チケットを発売し、12月末現在で約39,000冊を販売。

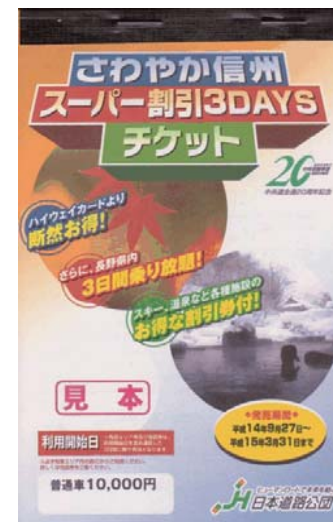
● 最近のハイウェイチケットの販売状況

平成13年度発行のハイウェイチケット 9種類 約45,000冊

平成14年度発行のハイウェイチケット 12種類 約39,000冊(12月末現在)

● 現在販売中のハイウェイチケット

チケット名	利用期間	販売額(普通車)
晴れの国おかやまスーパー割引3DAYSチケット	H14.9.14 ~ H15.4.13	広島券 7,500円 関西券 8,000円
さわやか信州スーパー割引3DAYSチケット	H14.9.27 ~ H15.3.31	10,000円



(参考)料金関連(2/3)

2 地元協力型回数券

原則として回数券を発行しない高速道路の対距離制区間において公団が15%割引の回数券を発行、これを地元自治体等で組織する協議会が購入して更に15%の割引を付加して販売。お客様にとっては割引率30%で高速道路の利用が可能となる。

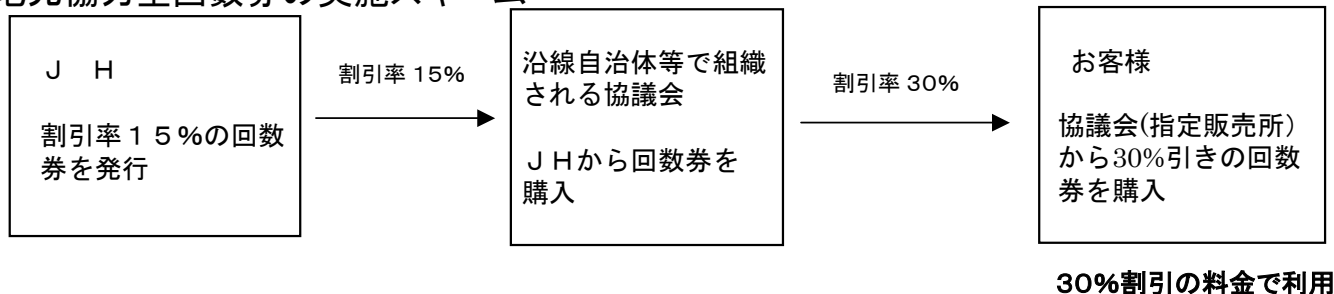
この回数券は、地元が一般道の渋滞緩和や地域振興を図るという観点で負担を行い、公団にとっても高速道路の利用促進という観点からメリットがある。

現在、こうした回数券を販売している区間と利用状況は以下のとおり。

山形自動車道（湯殿山～酒田みなと間） 利用率 約5%

山陰自動車道（松江玉造～宍道） 利用率 約7%

● 地元協力型回数券の実施スキーム



(参考)料金関連(3/3)

○高額ハイウェイカードの廃止とETCへの集約化について

- 国の審議会等で、偽造が問題化しているハイウェイカードを廃止し、割引策をETCによるものに集約すべきである旨の答申が出され、さらに、国土交通省から偽造が発生している5万円・3万円のハイウェイカードについて、廃止するように指示があり、次のとおり実施。

1. 高額ハイウェイカードの販売終了及び利用停止

- ・5万円券及び3万円券のハイウェイカードについては、平成15年2月末日をもって販売を終了。
- ・平成16年2月末日をもってご利用を停止する予定。
- ・ご利用停止後については、ハイウェイカードの残額を1万円以下のハイウェイカードに分割再発行、またはETC前払割引の残高に追加、のいずれかを選択できるようにする。

2. その他のハイウェイカードの取扱い

- ・高額ハイウェイカード廃止の激変緩和措置として、1万円券以下のハイウェイカードについては、当分の間、販売を継続。

3. ETCへのスムーズな集約のため、今後、国と連携の上、以下のETC普及促進策を実施

- ・全ての地域のお客様がETCを利用できるよう、平成15年度内に原則として全料金所へETC設備を整備。
- ・ETCを活用し、通行料金の弾力的な運用を、社会実験において推進。
- ・障害者割引のETC対応システム構築。
- ・ETC車載器のリース制度の創設。

パーキングエリア等における建物等の移管

道路サービス施設の建設・管理運営を担当する財団法人道路サービス機構・財団法人ハイウェイ交流センターの今後のあり方については、公団民営化後の新たな組織形態を勘案し、収益事業部門について

- ① 道路サービス施設における収益の向上・確保の最大化を図る観点
- ② 両財団がこれまで蓄積してきた種々の経験の活用・発展を図る観点

から、SA・PAの管理・運営を新会社に移管するため、国土交通省・公団・両財団において検討しているところ。

また、エリア清掃、道路案内等公益事業部門の事業運営のあり方(業務分担)についても、同様に検討しているところ。

改革の推進体制

政府の方針の具体化を踏まえつつ、国土交通省の指導のもと、民営化のために検討が必要な諸課題について、全社を挙げて検討を行っているところ。

※政府の対応方針について

12月12日 政府・与党協議会申し合わせ : 直ちに取り組むべき事項等

12月17日 閣議決定 : 今後の政府の対応方針

「ファミリー企業」の改革についての検討状況、スケジュール

○これまでの取り組み

昨年10月23日に経営改善委員会から、公団の事業運営と密接な関係がある関連法人の問題について、「中間取りまとめ」として提言をいただき、その内容を順次具体化していくべく、まず職員に対し、子会社等の社長への再就職を自粛するよう指導するとともに、11月には、子会社等に対し、次の事項について文書による要請を行った。

- ①子会社・関連会社の社長への再就職の自粛
- ②子会社・関連会社のJHからのOB役員の半減を目指すとともに、子会社・関連会社役員のJHからのOBが占める比率を50%以下に削減
- ③子会社・関連会社の再編・集約に備え、当面、社員の新規採用停止の要請

また、維持管理業務にかかる入札参加資格要件については、より一層の競争性・透明性を図る観点から見直しを行ったところ。

○さらなる改革への取り組み

公団としては、さらなる改革を進める必要があるとの認識のもとに、経営改善委員会のご指導をいただきつつ、徹底したコスト削減計画の作成、子会社・関連会社の改革などについて検討中であり、引き続き取り組んでいきたい。

(参考) SA・PAにおける広告関連

- 公団では、道路空間の有効活用を目的として、屋外広告物条例の規制が緩和されたエリアにおいて、屋外広告物の掲出を行っているところ。
- これまで、地方自治体に対して条例改正等を働きかけてきたところであり、現在、14自治体において条例が改正されている。
- 今後とも、条例改正等を働きかけるとともに、事業の収益性を勘案しつつ、美観風致、交通安全上の問題点等にも配慮しながら、屋外広告の拡大を図って行きたい。